

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 業務運営の効率化 (1) 機動的・効率的な組織運営 (2) 内部統制の適切な運用 (3) 管理会計の活用による経営管理の向上 (4) 情報化の推進		
当該項目の重要度、難易度	-		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
III 業務運営の効率化に関する事項	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置				評価	評価
<p>機構は、通則法に基づき、その業務を適正かつ効率的に実施するとともに、社会経済環境の変化に対応しながら、持続的・安定的な経営基盤を確立するため、適切かつ弾力的な業務運営を行うこと。</p>	<p>独立行政法人として、自ら責任をもって、その業務を適正かつ効率的に実施するとともに、現下の厳しい社会経済環境を踏まえつつ、その変化に対応しながら、独立した経営体として持続的・安定的な経営基盤を確立するため、適切かつ弾力的な業務運営を行う</p>					
<p>1 業務運営の効率化</p> <p>効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施すること。</p> <p>このため、民間出身の役職員の活用拡大を行うとともに、積極的な人材投資により職員の経営リテラシーを高め、民間のノウハウを採り入れた実施体制の構築を図ること。</p> <p>また、技術研究所を将来的に独立行政法人建築研究所に移管することを検討し、平成 26 年中に結論を得ること。</p>	<p>1 業務運営の効率化</p> <p>効率的な業務運営を行うため、以下のような取組により、機動的な組織運営を図り、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織のあり方についての点検を行い、機動的に見直しを行う。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・効率的な業務運営が行われるよう組織の整備・見直しを適切に実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p>	<p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>平成 26 年度以降実施している組織見直しにおいて、東日本大震災に係る復興支援について体制強化等を図りつつ、都市再生事業、賃貸住宅事業等においても効率的、効果的な事業推進を図るための組織体制の見直しを実施した。</p> <p>平成 27 年度に判明した千葉ニュータウン北環状線事業に関するコンプライアンス事案について、平成 28 年 7 月に再発防止策を策定・公表し、平成 29 年度までに全ての再発防止策を実施した。</p> <p>その後も継続して再発防止策を実施するとともに、外部講師によるコンプライアンス研修について対象をマネジメント層である管理職とする等、実施方法を不断に見直しし、コンプライアンス等に係る職員の意識向上、周知徹底等を図った。</p> <p>また、「内部統制の推進に関する取組方針」の策定及びこれに基づく職員の意識向上、普及啓発等を実施し</p>		
	<p>(1) 機動的・効率的な組織運営</p> <p>政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るとともに、東日本大震災の復興支援に係る体制の更なる強化を行いつつ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に対応した業務の効率化、ス</p>		<p>平成 26 年度以降、東日本大震災に係る復興支援について、震災復興支援局から震災復興支援本部への改編や福島県内の原発避難区域における復興拠点整備に対応するための体制強化等を実施しつつ、都市再生事業、賃貸住宅事業等においても効率的、効果的な事業推進を図るための組織体制の見直しを実施した。</p>			

	<p>リム化に即した組織の整備を行う。</p> <p>① ニュータウン事業等の新規に事業着手しないこととされた業務については、業務の縮小に伴い、当該業務に係る要員、事務所等を削減し、その組織体制の縮小を図る。</p> <p>② 民間出身の役職員の活用拡大を行うとともに、積極的な人材投資により職員の経営リテラシーを高め、民間のノウハウを取り入れた実施体制の構築を図る。</p> <p>③ 技術研究所を将来的に独立行政法人建築研究所に移管することを検討し、平成 26 年中に結論を得る。</p> <p>④ 給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などによる管理部門のスリム化を検討する。</p>		<p>① 平成 26 年度以降、ニュータウン事業等の新規に事業着手しないこととされた業務については、業務の縮小に伴い、当該業務に係る要員、事務所等を削減し、その組織体制の縮小を図るとともに、土地の供給・処分を促進するため、組織体制の見直しを行った。</p> <p>② 機構設立後、職員の経営リテラシーを高め、民間のノウハウを取り入れた実施体制の構築を図るため、平成 26 年度以降においても、積極的な人材投資を行うとともに、民間出身の役職員の活用を行った。</p> <p>③ 平成 27 年 3 月に技術研究所を廃止し、平成 27 年 4 月から技術研究所が行っていた UR 賃貸住宅の長寿命化などの調査研究課題は、公的賃貸住宅ストックに関する課題として建築研究所に移管した。</p> <p>④ 旅費計算及び収入支出等、経理関連業務の一部におけるアウトソーシングについて、全社導入を行った。</p>	<p>たほか、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等、内部統制の一層の充実・強化を図った。</p> <p>管理会計の活用により、引き続き経営管理の精度向上を図るとともに、部門別の財務情報等を適切に作成し、公表した。</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、適時適切な情報セキュリティ対策を講じた。</p> <p>また、市場化テスト対象業務について民間競争入札を実施し、決定した事業者に当該システムを安全かつ円滑に運用させ、安定的、効率的なシステム稼働を維持した。</p> <p>これらを踏まえ、B 評価とする。</p>	
	<p>(2) 内部統制の適切な運用</p> <p>総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として国土交通省独立行政法人評価委員会に通知した事項等を参考にしつつ、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等の取組により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p>		<p>コンプライアンス等に係る職員の意識向上、周知徹底等に関し、以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度に、当機構の職員が補償交渉相手である利害関係人から飲食の提供を受けるなど、コンプライアンス上不適切な行為があったことが判明。外部調査委員会の提言を踏まえ、平成 28 年 7 月に再発防止策を策定・公表し、平成 30 年 3 月までに全ての再発防止策を実施し、その後も継続して実施。 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス実践状況の確認等を実施。 役職員の内部統制意識向上のため、イントラネットを活用した研修を継続して実施するとともに、平成 30 年度は外部講師によるコンプライアンス研修について対象 		

			<p>を優先度の高いマネジメント層である管理職に見直し実施。</p> <p>独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 27 年 4 月 1 日施行）に基づき、内部統制の推進体制を整備するとともに、内部統制の一層の充実・強化を図るため、以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度に機構の重要な審議機関としての理事会の機能強化やリスク管理委員会の設置など、内部統制システムを整備。 ・機構の重要な意思決定においては、全役員で構成される理事会で審議。 ・事業ごとのリスクを意識しながら、リスクマネジメントを実施。 ・平成 27 年度以降、毎年度、「内部統制の推進に関する取組方針」の策定及びこれに基づく職員の意識向上、普及啓発等を実施。 <p>平成 26 年度以降継続して内部統制に関する研修等へ参加し、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上を図った。</p> <p>監事監査において、内部統制システムの整備とその運用状況等について監査があり、監事監査報告がまとめられ報告した。</p>		
	<p>(3) 管理会計の活用による経営管理の向上</p> <p>経営情報をより適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理の強化を図るため、管理会計を活用する。</p>		<p>管理会計を活用し、部門別及び圏域・地区別の経営情報を適時適切に把握することにより、引き続き経営管理の徹底に努めるとともに、経営管理・活動管理の状況について、部門別の財務情報等を作成・公表した。</p> <p>また、研修の実施等により、経営管理に対する意識の更なる強化を図った。</p>		
	<p>(4) 情報化の推進</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」（平成 25 年 6 月 10 日情報セキュリティ政策会議決定）等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、公共サービス改革法に基づき、</p>		<p>「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、順次情報セキュリティ対策を講じた。</p> <p>平成 26 年度は、ネットワークやウェブアプリケーションの脆弱性検査を実施し、外部からの不正侵入等のリスクの早期検出を行った。</p> <p>平成 27 年度は、不正アクセス等の情報セ</p>		

	<p>「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月20日閣議決定)において市場化テストの対象と定められたOA用情報システムの運用管理業務について民間競争入札を実施し、決定した事業者に当該システムを安全かつ円滑に運用させ、安定的、効率的なシステム稼働を維持するとともに、当該事業者による業務の実施状況の検証を行う。</p>		<p>セキュリティインシデント発生時における対処や連絡体制に関する手順書を整備した。また、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」(平成16年9月14日総務省行政管理局長通知)の改正を踏まえ、情報セキュリティポリシーの一部改正を行った。</p> <p>平成28年度は、情報セキュリティインシデントに対応するCSIRT(シーサート: Computer Security Incident Response Team)体制を構築した。また、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定)の改正を踏まえ、情報セキュリティポリシーの抜本的な改正を行った。</p> <p>平成29年度は、第二GSOC(Government Security Operation Coordination team)に加入し、不審メール、不正プログラム及びシステム脆弱性に係る対応を行うとともに、CSIRT体制の運用を開始する等、適切な情報セキュリティ対策を推進した。特に、外部専門機関によるシステム脆弱性検査やペネトレーションテスト等の高度な検査等を実施し、情報セキュリティ水準の向上を図った。</p> <p>また、統合脅威管理であるUTM(Unified Threat Management)の機能強化を図り、機構のネットワークにおけるセキュリティ強化を推進した。</p> <p>平成30年度は、外部専門機関によるシステム脆弱性検査やペネトレーションテスト実施等、適切なセキュリティ対策を継続して推進した。また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成30年7月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定)の改正を踏まえ、情報セキュリティポリシーの改正を行った。</p> <p>また、公共サービス改革法に基づき、市場化テストを実施した。「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月20日閣議決定)において市場化テストの対象と定められた「UR-NE Tの運用支援等に関する</p>			
--	--	--	--	--	--	--

			<p>業務」について、平成 27 年度に官民競争入札等監理委員会事務局と手続開始に向けた協議を実施したうえで、平成 28 年度に民間競争入札に係る手続を実施し、事業者を決定した。平成 29 年度以降は、サーバ稼働維持業務を適切に実施させる等、当該システムを安全かつ円滑に運用させ、安定的、効率的なシステム稼働を維持している。また、公共サービス改革基本方針に基づき定めた「U R N E T の運用支援等に関する業務民間競争入札実施要項」により、業務の実施状況の検証を行い、利用者からの問合せ対応、障害一次切り分け等の業務が適切に実施されていることが認められた。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
無し						

様式 1-2-4-2 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 2 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 (2) 事業評価の実施		
当該項目の重要度、難易度	-		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
2 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生のための事業を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理、及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。	2 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 機構が参画することにより、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生のための事業を推進させる際には、的確な事業リスクの把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の取組を徹底する。	<主な定量的指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・事業リスクの把握・管理、及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行っているか。 ・事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施しているか。	<主要な業務実績>	<評価と根拠> 評価：B 平成30年度末までに、新規事業着手段階の170地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、リスクの抽出・分析を行った上で、関係者との役割分担等のリスク軽減・分担方策を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定し、事業着手の可否についての判断を適切に実施した。 また、平成30年度末までに、事業実施段階の457地区全てについて、事業リスク管理手法に基づき、事業の進捗状況等を踏まえ、採算見通しやリスクの把握・分析を行った上で、定期的に事業の見直しの必要性の判断を実施した。 事業評価実施規程等に基づき、平成30年度末までに、新規採択時評価34	評価	評価	
			① 平成30年度末までに、新規事業着手段階のすべての地区(170地区)について、リスクの抽出とその軽減・分担方策を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定して、事業着手の可否の判断を行った。				

	<p>② 事業着手後においても、事業を実施中のすべての地区において、毎年、定期的な事業リスクの管理を行うことと併せて、土地取得・事業計画策定・工事着工・土地譲渡等の事業の各段階に応じて、採算見通し、事業リスクを定量的に把握することとし、適宜、その精度の向上を図るために事業リスクの管理手法等の見直しを行う。必要に応じて事業の見直しを行い、特に不採算事業については、徹底的な見直しを行う。</p>		<p>② 平成 30 年度末までに、事業実施段階のすべての地区（457 地区）について、事業執行管理調書を作成した上で事業リスクの定期的管理を行い、これを踏まえ、必要に応じて事業の見直しを行った。</p> <p>不採算事業（新市街地：1 地区）については、区域縮小等により抜本的な事業見直しを行った。</p> <p>事業リスク管理手法については、特段の問題はなく、適切に運用されていることから、見直しは行っていない。</p>	<p>件、再評価 26 件、事後評価 16 件を実施した。</p> <p>うち、再評価及び事後評価については、事業評価監視委員会の審議を経て対応方針を決定した。</p> <p>事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。</p> <p>これらを踏まえ、B 評価とする。</p>	
<p>(2) 事業評価の実施</p> <p>事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価を実施すること。</p>	<p>(2) 事業評価の実施</p> <p>個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、引き続き、機構独自の実施要領等に基づき、新規、事業中及び事後の実施段階に応じて、対象となる事業毎に事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行い、必要に応じて事業の見直しを行うほか、継続が適当でない場合には事業を中止する等の対応方針を定める。</p> <p>また、再評価及び事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>評価結果及び審議の結果を踏まえた機構の対応方針については、これをホームページに公表することにより、事業の透明性の確保を一層推進する。</p> <p>なお、都市再生事業の再評価を実施する際には、引き続き、都市再生事業実施基準の趣旨を踏まえ、地方公共団体及び民間事業者との役割分担を徹底した上で、リスク管理や事業中止の判断等を適切に行い、その再評価結果については、新規採択時評価と同程度の評価内容をホームページに公表する。</p>		<p>事業評価実施規程等に基づき、平成 30 年度末までに、新規採択時評価 34 件、再評価 26 件、事後評価 16 件を実施した。</p> <p>再評価及び事後評価については、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会を計 20 回開催し、その審議結果を踏まえ、機構の対応方針を決定した。</p> <p>事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。</p>		

4. その他参考情報

無し

様式 1-2-4-2 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
II-3	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 一般管理費・事業費の効率化 4 総合的なコスト削減の実施							
当該項目の重要度、難易度	-							

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費について、平成25年度と平成30年度を比較して5%程度に相当する額を削減 (計画値)	5%程度	-	-	-	-	-	-	5%程度
一般管理費について、平成25年度と平成30年度を比較して5%程度に相当する額を削減 (実績値)	-	-	4.97%	4.67%	4.72%	4.78%	5.06%	-
達成率	-	-	-	-	-	-	101%	-

注) 主要な経年データのうち下線部があるものは、「主な評価指標」欄の「その他の指標」を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
<p>3 一般管理費・事業費の効率化</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、第二期中期目標期間の最終年度（平成25年度）と中期目標期間の最終年度（平成30年度）を比較して5%程度に相当する額を削減すること。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行によるコスト改善を図ること。なお、ニュータウン事業等の経過措置業務については、中期目標期間中の供給・処分完了に向けた取組を促進し、都市再生事業・賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分すること。</p>	<p>3 一般管理費・事業費の効率化</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第二期中期目標期間の最終年度（平成25年度）と中期目標期間の最終年度（平成30年度）を比較して5%程度に相当する額を削減する。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行によるコスト改善を図る。なお、ニュータウン事業等の経過措置業務については、中期目標期間中の供給・処分完了に向けた取組を促進し、都市再生事業・賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、第二期中期目標期間の最終年度（平成25年度）と中期目標期間の最終年度（平成30年度）を比較して5%程度に相当する額を削減</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・一般管理費・事業費の効率化について、適切な経費削減及びコスト縮減等を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>一般管理費については、日常的な経費の一層の削減を全社的に進めたこと等により、平成30年度においては、平成25年度比5.06%を削減し、5%程度に相当する額の削減を実現した。</p> <p>また、事業費については、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分するとともに、ニュータウン事業等の経過措置業務の供給・処分完了に向けた取組に必要な額を投入し、引き続き事業コストの縮減、賃貸住宅管理コストの削減及び不採算事業の見直し等、事業の効率的な執行によるコスト改善に取り組んだ。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>一般管理費については、日常的な経費の一層の削減を全社的に進めたこと等により、平成30年度において、平成25年度比5.06%を削減し、5%程度に相当する額の削減を実現した。</p> <p>事業費については、政策的意義が高い事業や収益改善効果が高い事業に重点的に配分するとともに、事業の効率的な執行によるコスト改善を着実に実施した。</p> <p>外部調達コストの削減については、リバースオークション方式、フレックス工期制度、発注の平準化等の拡大適用及び賃貸住宅修繕工事の部品・仕様の見直し等により、外部調達コストの低減を図る施策を展開した。中期目標期間において、リバースオークションについては、物品等の調達案件において153件実施し、予定価格計約58億円に対し、計約20億円（削減率35%）のコスト削減を実現した。不調・不落率については、14.3%となった。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>	評定		評定	
<p>4 総合的なコスト削減の実施</p> <p>事業コストの削減については、コスト構造の改善に関するプログラム等を策定の上、それに基づき総合的なコストの削減を行うとともに、外部調達コストの一層の削減に取り組むこと。これらにより与えられた条件の下でコストの最小化とサービスの最大化を図ること。</p>	<p>4 総合的なコスト削減の実施</p> <p>平成24年度までの「都市機構事業コスト構造改善プログラム（平成20年度策定）」に基づき、設計・積算に当たっての規格や発注方式の見直し等コスト構造の改善に継続して取り組むとともに、国の動向を踏まえ新たなプログラム等を策定し、具体的な施策を着実に推進する。</p> <p>また、入札等に当たっては、価格交渉方式の導入や総合評価方式の見直し等、応札者の価格低減余地を引き出す運用を拡大し、外部調達コストの一層の削減に取り組む。</p> <p>更に、賃貸住宅事業については、仕様の精査や発注方法を見直すこと等（一</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・事業コストの削減について、総合的なコストの削減を実施するとともに、外部調達コストの一層の削減に取り組んでいるか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>コスト構造改善プログラムに基づき以下の施策を行った。</p> <p>① 事業のスピードアップ 「周辺基盤整備完了前の土地の早期販売」等</p> <p>② 計画・設計・施工の最適化 「大規模発注方式」（大括り化による発注方式）等</p> <p>③ 維持管理の最適化 「長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善」等</p> <p>外部調達コストの一層の削減方策として、以下の施策を行った。</p> <p>① 平成30年度までにリバースオー</p>					

	<p>部修繕工事へのリバースオークション方式や発注方法の大括り化、並びに修繕コストの透明化の試行実施等)による修繕費支出の抑制等により、コスト削減を行う。</p>		<p>クション方式を物品等の調達案件において153件実施し、予定価格計約58億円に対し、計約20億円（削減率35%）のコスト削減を実現した。</p> <p>② 事業者間の競争を促進し、入札不調・不落の改善を図るため、フレックス工期制度の適用案件を拡大して、事業者が参加しやすい環境整備を促進した。</p> <p>③ 相対的に見て調達環境の良い上半期へ発注を平準化し、事業者の受注意欲向上を図った。</p> <p>④ 定期的(年3回)にホームページで事前公表している発注予定情報に加え、より詳細な公募情報を可能な限り公表する施策を実施した。</p> <p>⑤ 総合評価方式入札の一部において、他の公共機関での同種工事の実績も評価し、新規事業者の参入を促す施策について、適用案件を拡大し実施した。</p> <p>これらにより、不調・不落率については、平成30年度時点で14.3%となった。</p> <p>賃貸住宅事業については、仕様の見直しやライフサイクルコストに寄与する材料の仕様等によりコスト削減を着実に実施した上で、一部は平成29年10月に改定の保全工事共通仕様書への反映により一般化し、コスト削減を図った。また、発注方法について、フレックス工期の適用拡大、外壁・耐震改修工事修繕工事等の発注方法の大括り化、発注時期の平準化等の見直しを行い、競争参加者増を図った。</p>		
--	---	--	---	--	--

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-4	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 5 入札及び契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度	-		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
5 入札及び契約の適正化の推進 機構は国の財政支出や財政投融资を用いて多額の契約を行い公共事業を実施していることから事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること。 また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。	5 入札及び契約の適正化の推進 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為の排除の徹底等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、毎年度「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施する。また、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。 更に、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、当該行為の防止対策について引き続き研修を実施する等の取組を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施することで、防止対策の徹底を図る。 また、入札・契約の適正な実施につ	<主な定量的指標> - <その他の指標> - <評価の視点> 「調達等合理化計画」を着実に実施するとともに、法令順守及び契約の適正性を確保するための取組を実施しているか。	<主要な業務実績> 1 法令順守及び契約の適正性を確保するための体制強化の推進 ① 契約業務に携わる人材の育成・強化の観点から、契約手続に係るマニュアル類の整備(契約ハンドブック、イントラネット版契約マニュアルの更新等)を実施するとともに、契約業務研修を実施した。 ② 過年度に入札及び契約に関する内規違反事案が発生したことを受け、不正行為を未然に防止するための入札手続の見直し及び規範意識の向上を図るための研修の実施等の再発防止策を実施した。 2 「調達等合理化計画」の着実な実施 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、平成27年度から毎年度「調達等合理化計画」を策定、公表の上、計画に	<評定と根拠> 評定：B 契約手続に係るマニュアル等の整備等を行うとともに、平成25年度及び平成26年度における入札及び契約に関する内規違反事案が平成28年度に発覚したことを受け、再発防止策を実施し、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の一層の充実・強化を図った。 平成27年度から毎年度「調達等合理化計画」を策定し、計画で定めた事項を着実に実施した。また、本計画の策定及び自己評価にあたっては監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において点検を実施した。 入札及び契約の適正な実施について監事の監査によるチェックを受けた。これらを踏まえ、B評価とする。	評定 評定	評定 評定	

	<p>いて、監事の監査によるチェックを受けるものとする。</p>		<p>定めた事項について着実に実施した。</p> <p>また、本計画の実施状況については、年度終了後に自己評価にあたっては監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において自己評価の点検を実施し、あわせてその結果について公表を行った。</p> <p>3 入札談合等関与行為の確実な防止</p> <p>以下の防止策を実施した。</p> <p>① 毎年度、談合防止研修を実施した（公正取引委員会を招聘）。</p> <p>② 平成 27 年度に発注事務に係る情報管理手続、事業者との応接方法の適正化、規程抵触事実があった場合の対応方法、不当な働きかけを受けた場合の対応方法等を規定した「発注者綱紀保持規程」を策定、平成 28 年度に本規程を実務に即し解説した「発注者綱紀保持マニュアル」を策定し、研修や e ラーニングを実施し周知徹底を図った。</p> <p>4 入札及び契約の適正な実施について</p> <p>監事の監査によるチェックを受けた。</p>		
--	----------------------------------	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>無し</p>